

# 公共交通

## ●公共交通の現状

町内のバスや電車などの公共交通は、利用者の運賃収入だけでは採算がとれず、事業者による運行が困難な状況です。このため、不足分を町や県が負担すること、何とか維持していますが、このまま利用者が減少すれば、現在の運行を維持することが困難になります。



## ●町営路線バスの状況

町内を運行している町営路線バスの利用者数は、年々減少しています。また、運行にかかる費用は、運賃収入の減少にもなっており、徐々に増加しています。

## ●厳しい運営状況

町営路線バスは、現在5台のバスを最大限に活用し、学童の登下校や高齢者の通院や買い物など地域住民の生活に不可欠な交通手段として、限られたバスと運転手の中で、できるだけ利用者ニーズにお応えし、利便性の向上に努めているところです。

しかし、運行を維持するために多額の費用が必要となっており、さらに運転手不足が深刻な状況であることから、現運行の維持が厳しい状況となっております。

町営バスの運行維持のため、皆さまの積極的なご利用をお願いします。

## ●バスの運転手が不足しています

不足しています

近江鉄道(株)では、運転手が大幅に不足し、このままでは、コミュニティバスや路線バスの維持が困難な状況となっております。

運転手として地域に貢献していただける方々やご興味のある方は、ぜひ、近江鉄道(株)にお問い合わせください。

## ●日八線減便のお知らせ

近江鉄道(株)が運行する路線バス(日八線、岡屋線、アウトレット線)では、深刻な乗務員不足に伴い、運行本数の減便が行なわれます。

平成30年10月1日以降の運行については、土日祝ダイヤのうち、北畑口行きが2便減便、日野駅行きが1便減便、北畑口行きが日野駅停車りに変更(1便)されます。

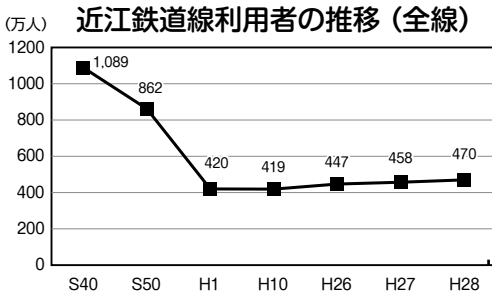
詳細な運行時刻等については、9月中旬ごろに近江鉄道(株)のホームページおよび各停留所の時刻表にて発表される予定です。

利用される皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



## 近江鉄道線の存続等について検討会が始まりました

近江鉄道線利用者の推移(全線)



鉄道においても昭和40年代には年間1,000万人を超える利用がありました。利用者が減少し、近年、路線の維持が厳しい状況です。

存続に向け、県や沿線自治体では、自治体を中心となって交通計画を策定する「地域公共交通活性化再生法」を適用する方向で協議を進めています。

当町を含めた沿線市町5市5町(彦根市、近江八幡市、甲賀市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)と県で、鉄道の存続のあり方とともに、利用者の増加、利便性の向上について検討していきます。

◆問い合わせ先

企画振興課 企画人権担当  
近江鉄道株式会社 人事採用担当

☎0748-52-6552  
☎0749-22-3368

# 国民年金からのお知らせ

## 国民年金保険料の一部免除の承認を受けられた方へ 保険料の納付が必要です

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることになり、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができず、納付書がお手元でない方は、草津年金事務所にご確認ください。

免除区分	保険料額 (平成30年度)
3 / 4 免除	月額 4,090円
半額 免除	月額 8,170円
1 / 4 免除	月額 12,260円

※平成30年度国民年金保険料は月額16,340円です。  
※月額額の計算は、10円未満切り上げです。

## 『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています（障害年金や遺族年金は課税されません）。

課税対象者となる受給者の方（64歳以下の方は108万円、65歳以上の方は158万円以上）には、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに日本年金機構へ提出して下さい。この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

### ◆問い合わせ先

#### ○一部免除について

草津年金事務所 国民年金課  
☎077-567-2220

#### ○扶養親族申告書について

草津年金事務所 お客様相談室  
☎077-567-1131

#### ○住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

# みんなで支えあう 国民健康保険

## 交通事故など、他人の行為により治療を受けた場合は…

### ○医療費は加害者が負担します

交通事故など、他人の行為が原因でケガをした場合や病気になった場合でも、国民健康保険（国保）で医療機関に受診できます。

医療費は、過失に応じて加害者が負担するのが原則ですが、国保が一時的に立て替えて支払い、後でその医療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。

### ○届け出をお願いします

①警察に届け出ます  
交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出て、「交通事故証明書」をもらいます。

### ②役場に届け出ます

役場の国保の窓口（住民課保険年金担当）へも届け出て、「第三者行為による傷病届」を提出します。

### ○届け出に必要な書類

- ・ 第三者行為による傷病届およびその他必要な書類（用紙は役場住民課にあります）
- ・ 交通事故証明書（所定の申請用紙は警察署、交番、役場住民課にあります）
- ・ 国民健康保険証
- ・ 印鑑（スタンプ式以外のもの）
- ・ 事故の被害者のマイナンバー
- ・ 届出者の身分証明書

※必要な書類がそろわなくても、まずご相談ください。

### ○示談の前に必ず相談を

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合がありますので、必ず示談の前にご相談ください。

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584